

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(添付書類五 発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料9-4
提出年月日	令和5年5月9日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230421-05	1	比較表9ページ) 管理責任者が、社長によるマネジメントレビューのアウトプットに関与し、状況を確認していることがわかるよう、整理して、説明すること。	R5. 4. 21	本日回答		<p>先行電力での記載等を踏まえ、管理責任者指示事項はマネジメントレビュー（以下「マネレビ」という。）のアウトプットに基づき発出する記載に修正した。</p> <p>当社においては、管理責任者はマネレビに対して以下のように関与している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理責任者は、マネレビのインプット情報を取りまとめ確認を行っている。この確認を行った時点で、管理責任者はインプットする情報に基づき必要な改善について指示を行っている。</li> <li>・管理責任者は、インプット情報をマネレビにおいて社長へ報告し、そのインプット情報により社長は評価を行い、その結果として、マネレビのアウトプットを発出している。</li> <li>・管理責任者は、社長から発出されたマネレビのアウトプットを受け、アウトプットに基づく管理責任者指示事項を発出している。</li> </ul> <p>当初の記載においては、マネレビのインプット情報の取りまとめ確認を行い、これに基づく管理責任者の改善の指示を管理責任者指示事項として記載していた。しかし、マネレビのインプット情報の取りまとめ確認に基づく改善の指示を記載することは適切ではないため、アウトプットに関する管理責任者の対応を示す観点で、アウトプットに基づき管理責任者指示事項を発出する記載に修正した。</p>	<p>資料9-2『泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表（添五-9 r. 6. 0）』 p. 添五-9, 10</p> <p>資料9-1『泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について（添五 r. 6. 0）』 p. 12, 添付-26</p>	
230421-07	2	比較表7ページ) 品質保証活動を定めた品質マニュアルが4種類あるのに対し、9ページでは原子力事業統括部長が確認する文書は2種類であることについて、原子力事業統括部長が確認しない文書2種類の扱いを整理して、説明すること。	R5. 4. 21	本日回答		<p>品質マニュアル内の上下関係に基づいて管理責任者の確認対象を定めているため、「品質マネジメントシステム計画」及び「原子力総合品質保証規程」が、「原子力品質保証計画書」及び「泊発電所品質保証計画書」の上位の規程であることを記載した。</p> <p>「品質マネジメントシステム計画」及び「原子力総合品質保証規程」が社長及び管理責任者が行う事項を定め、「原子力品質保証計画書」及び「泊発電所品質保証計画書」が各部所長が行う事項を定めている。</p> <p>そのため、「品質マネジメントシステム計画」及び「原子力総合品質保証規程」は管理責任者が確認のうえ、社長が制定する。また、「原子力品質保証計画書」は原子力安全・品質保証部長が、「泊発電所品質保証計画書」は泊発電所所長が制定している。</p> <p>当該箇所は、管理責任者が確認する品質マニュアルに記載するものであり、「品質マネジメントシステム計画」及び「原子力総合品質保証規程」が「原子力品質保証計画書」及び「泊発電所品質保証計画書」より上位の規程であることを記載することで、管理責任者が確認する品質マニュアルが「品質マネジメントシステム計画」及び「原子力総合品質保証規程」であることが明確になるよう記載を修正した。</p>	<p>資料9-2『泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表（添五-9 r. 6. 0）』 p. 添五-10</p> <p>資料9-1『泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について（添五 r. 6. 0）』 p. 12, 添付-26</p>	

\*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230421-08	3	比較表3ページ) 島根2の1F事故を踏まえた活動の強化に該当する記載箇所について、泊3においても新規制を踏まえた対応として記載が必要か検討の上、整理して説明すること。	R5. 4. 21	本日回答		当社が記載している組織体制の強化事例も、島根2号炉同様1F事故を踏まえた活動の強化に該当することから、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ」を追記した。	資料9-2『泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表 (添五-9 r. 6. 0)』 p. 添五-4, 24  資料9-1『泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について (添五 r. 6. 0)』 p. 3, 添付-4	
230421-10	4	比較表37ページ) 「原子炉格納容器ベント装置の設置」に関する記載について、実際には設置しておらず、検討したのみなのであれば、どのように記載すべきか検討の上、整理して説明すること。	R5. 4. 21	本日回答		工事を実施していない事例を記載するのは不適切と判断し、「代替注水設備の設置」及び「原子炉格納容器ベント装置の設置」を削除した。代わりに、工事を完了している事例として「蒸気発生器直接給水用高圧ポンプの設置」を追記した。	資料9-2『泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表 (添五-9 r. 6. 0)』 p. 添五-38  資料9-1『泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について (添五 r. 6. 0)』 p. 添付-15	

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。